

民法（債権関係）改正に関する意見書（その4）

消費者に関する規定部分

2012年（平成24年）10月23日

日本弁護士連合会

法制審議会民法（債権関係）部会では、現在、中間試案の取りまとめを目指して第2読会の審議が進行しているところ、当連合会では、2012年1月20日付で「保証制度の抜本的改正を求める意見書」、同年3月15日付で「公序良俗違反の具体化」「意思表示に関する規定の拡充」等についての「民法（債権関係）改正に関する意見書」、同年8月23日付で「債権譲渡」「債権債務関係における信義則の具体化」等についての「民法（債権関係）改正に関する意見書」を公表した。

本意見書は、当連合会が、上記の意見書に引き続き、「消費者に関する規定」について意見を述べるものである。

第1 総論

現代の高度化した競争社会においては、経済力、専門的知識や情報の量と質又は交渉力において弱い立場にある者が契約において不利益を受けることがあり、当連合会は、このような経済的、社会的に弱い立場にある者の不利益を解消し、社会的公正を実現することを重視している。

今般の民法（債権関係）改正問題に関しても、当連合会は、2010年6月17日に、6項目からなる基本姿勢を定めているが、その一部を抜粋すれば、以下のとおりである。

「4．専門的知識や情報の量と質または交渉力に大きな格差のある消費者・労働者・中小事業者などが、理由のない不利益を蒙ることがなく、公正で正義にかなう債権法秩序を構築できる民法となるように積極的に提言する。」

この点、一般私法たる民法の基本ないし原則となる法規範は、契約自由の原則や契約の拘束力のみを強調したものであってはならず、消費者・労働者・中小事業者など現実社会における多くの非対等な契約関係の存在や契約弱者の利益にも配慮したバランスのある規定内容とされなければならない（後記「第8」「第10～13」など）。また、非対等な契約関係における格差への配慮に関する抽象的な理念規定を民法に規定することを積極的に検討すべきである（後記「第2」など）。さらに、現代の高度に発達した消費生活社会における代表的な格差契約である消費者契約に関する規定の制定（後記「第7～17」など）の他、その適用範囲の拡張（後

記「第4～5」など)や、「消費者」概念以外の指標を用いた契約弱者保護規定の制定も併せ検討されてよい(例:「事業者・非事業者」概念に着目した法規範など)。なお、消費者契約に関する規定を設けることが、民法典のデフォルトルールの事業者ルール化の代償措置とされたり、例外規定として位置づけることによる安易な反対解釈などで消費者以外の契約弱者の保護が不当に狭められないよう留意する必要がある。

本意見書の公表段階では、民法典の中にいかなる「消費者に関する規定」を置くか、その内容が必ずしも網羅的かつ明確なものとなっていない。そこで、以下では、2011年4月に公表されている「民法(債権関係)に関する中間的な論点整理」(以下「中間論点整理」という。)の「第62」の1及び2部分で列挙されている諸規定に関連する意見のみを述べる。

第2 民法に契約当事者間の格差是正に関する抽象的な理念規定を設けることについて

1 意見

民法に消費者契約など契約当事者間に知識・情報等の格差がある場合には劣後する者の利益に配慮する必要がある旨の抽象的な解釈理念を規定することに賛成である。

2 理由

上述のとおり、現実の社会では、消費者契約など非対等の契約当事者間の取引の占める割合は大きい。民法が市民生活に関わる基本的な民事ルールを定める法律ということであれば、属性、知識・経験、情報の収集能力、交渉力等において格差のある当事者が契約を締結したときには、対等当事者間の契約とは異なる考慮が働くという正当化原理を明示しておくことは有意義である。また、このような理念規定を置くことによって、後述する消費者保護規定は格差契約の代表である消費者契約に関する法規範であって、その性格上、消費者以外の社会的弱者に対して安易に反対解釈されることはならないこと、むしろ消費者以外の社会的弱者(中小零細事業者など)に対しても消費者と同様の観点からの配慮や類推適用が必要かつ相当であることを明確にできる。

3 条項骨子案

第 条(格差契約に関する解釈規定)

契約の解釈にあたっては、契約の趣旨、目的、当事者の属性のほか、契約当事者間に情報の質及び量並びに交渉力の格差がある場合には、その格差を考慮しなければならない。

第3 消費者契約法の私法実体規定との役割分担について

1 意見

- (1) 消費者契約法の私法実体規定を民法に取り込んで消滅させるという考え方（いわゆる統合論）には反対である。
- (2) 民法に消費者契約法へのレファレンス規定（下記3の条項骨子案のような規定）を置くべきである。

2 理由

- (1) 消費者契約法は、消費者契約における契約締結過程及び契約内容の適正化のために立法化された民法の特別法であるところ、社会実態に適合した迅速な法改正の必要性といった観点などから、民法には統合せず、特別法として残した方が望ましいと考える。

なお、現在の消費者契約法の私法実体規定には改正すべき点が多く、民法改正と同時に、もしくはそれに先だって、消費者契約法を改正することが望ましいと考える。この点、当連合会は、2011年11月24日に「消費者契約法の実体法規定の見直し作業の早期着手を求める意見書」を公表し、2012年2月16日に「消費者契約法日弁連改正試案」を公表しているところである。

- (2) わかりやすい民法という観点から、消費者契約には民法の規定以外に消費者契約法の規定が適用されるということを下記3の条項骨子案のようなレファレンス規定によって明らかにしておくべきである。なお、借地借家法、利息制限法、労働契約法といった他の主要な特別法についてレファレンス規定を設けることも併せ検討されてよい。

3 条項骨子案

第 条（消費者契約の無効及び取消し）

消費者と事業者との間で締結された契約については、この法律に定めるもののはか、消費者契約法（平成12年法律第61号）の定めるところに従い、無効及び取消しを主張することができる。

第4 消費者の定義について

1 意見

現在の消費者契約法の消費者の定義よりも拡大すべきである。

2 理由

適用範囲の明確化という観点から法的保護の対象として認知されている消費

者契約法の「消費者」の定義を出発点としつつ、情報の質及び量並びに交渉力において消費者と大差ない中小零細事業者など他の契約弱者にも消費者に関する特則を適用できるようにするために、改正後の民法及び消費者契約法では、消費者の定義を現在の消費者契約法における定義よりも拡大することを検討すべきである。

具体的には、当連合会が、2012年2月16日付け「消費者契約法日弁連改正試案」において提唱しているように、特定商取引法の通達や裁判例を参考に、消費者契約法第2条1項及び2項の事業者の定義規定（消費者からの除外規定）を「事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人」から「事業に直接関連する取引をするために契約の当事者となる場合における個人」と改正することで、個人が消費者に該当する場合を拡張すべきと考える。

なお、上述のとおり、消費者に関する規定を設けることが、民法典のデフォルトルールの事業者ルール化の代償措置とされたり、例外規定として位置づけることによる安易な反対解釈などで消費者以外の契約弱者の保護が不当に狭められまいよう留意する必要がある。

3 条項骨子案

第 1 条（消費者、事業者の定義）

- 1 この法律において「消費者」とは、個人（事業に直接関連する取引をするために契約の当事者となる場合における個人を除く。）をいう。
- 2 この法律において「事業者」とは、法人その他の団体及び事業に直接関連する取引をするために契約の当事者となる場合における個人をいう。
- 3 この法律において「消費者契約」とは、消費者と事業者との間で締結される契約をいう。

第 5 消費者に関する規定の準用規定について

1 意見

事業者間契約においても一定の場合には消費者保護規定の準用ができる旨の明文規定を設けるべきである。

2 理由

ひとくちに事業者と言っても、実態としては何ら消費者と異なるような小規模で零細な個人事業主、そのような個人事業主が法人成りしただけの株式会社、営業活動の素人が集まっただけの団体（例・PTA、マンション管理組合、NPO法人等）なども存在する。事業者間契約であっても契約当事者間に実質的に消費者契約と同視できるような情報の質及び量並びに交渉力の格差が認められる場

合については、情報・交渉力に劣る契約弱者の保護という観点から、かかる格差契約の代表である消費者保護規定の類推適用を認めることができ、信義誠実の原則ないし社会正義の観点に合致する。現実に、現在の我が国では、消火器販売、電話機リース契約、ホームページリース契約など、形式的には消費者保護規定の適用がないかのような状況を逆手にとった事業者間契約の被害実例が多数存在しており、かかる被害実例を救済すべき社会的必要性は高い。かかる観点から、消費者保護規定を類推適用しうる典型場面を確認した準用規定を明定しておくことは有益である。また、このような規定を設けることで、消費者以外の契約弱者も軽視してはならないことを明らかにできる。

3 条項骨子案

第 一 条（準用規定）

事業者間の契約であっても、事業の規模・業種、事業の内容と契約の目的との関連性、構成員の属性、契約締結の経緯その他の事情から判断して、契約当事者間に実質的に消費者契約と同視することができるような情報の質及び量並びに交渉力の格差が認められる場合には、この法律の消費者契約に関する規定を準用することができる。

第 6 消費者契約に関する規定（1）

= 消費者契約を不当条項規制の対象とすることについて

1 意見

消費者契約を対象とした不当条項規制を拡充する立法自体には賛成であるが、上記の立法については、消費者契約法を改正して立法することが望ましい。民法を改正して立法することには反対である。

なお、民法において、約款を対象とした不当条項規制や契約類型にかかわらない全ての契約を対象とした不当条項規制を民法に導入することには反対するものではない。

2 理由

(1) 消費者契約に関する不当条項規制の早期の拡充は、当連合会が従前から求めているところである（2006年12月14日付け「消費者契約法の実体法改正に関する意見書」、2012年2月16日付け「消費者契約法日弁連改正試案」）。

(2) しかし、上記の立法については、消費者契約に関する不当条項規制を主たる目的の1つとして立法化された民法の特別法である消費者契約法において行うべきである。民法における立法化は、新たな消費者被害に適合した迅速な法

改正の必要性という観点、消費者契約に関する不当条項リストが民法と消費者契約法に分断されてしまうことなどから、望ましくないと考える。

(3) もっとも、民法において、約款を対象とした不当条項規制や契約類型にかかわらない全ての契約を対象とした不当条項規制を立法することは有益であり、反対しない。

3 条項骨子案

参考 別紙「2012年2月16日付け消費者契約法日弁連改正試案」(抜粋)

第7 消費者契約に関する規定(2)

= 消費者契約においては、法律行為に含まれる特定の条項の一部について無効原因がある場合に、当該条項全体を無効とすること

1 意見

もし法律行為に含まれる特定の条項の一部について無効原因がある場合に、無効となる部分以外の残部は有効とするとの規定を民法で定める場合には、消費者契約においては当該条項全体を無効とする旨の規定を併せ設けるべきである。

2 理由

当事者の意思からすれば、無効となる部分以外の残部では有効とする方が意思に適う場合もあり、そのような場合も全部無効を原則とすれば、過度に契約関係に介入することになる。ただし、消費者契約の場合には、事業者が契約条項を一方的に作成するのが常であるから、一部無効が認められると不当な契約条項が流布するのを防止できない可能性があり、残部の効力を維持することは相当ないと認められる。よって、民法において一部無効の規定を設ける場合には、消費者契約については全部を無効とする旨の例外規定を併せ設けるべきである。上記のような規定の立法化については、当連合会が2012年2月16日付け消費者契約法日弁連改正試案でも提言したところである。

また、上記の規定は、わかりやすい民法という観点から、もし民法に一部無効の規定を設ける場合にはそれと併記すべきである。

3 条項骨子案

第 条 (法律行為の条項の一部無効)

法律行為に含まれる特定の条項の一部が無効となる場合、その部分のみが無効となる。ただし、当該条項が消費者契約の一部となっている場合には、法令に特別の定めがある場合を除き、当該条項は全て無効となる。

第8 消費者契約に関する規定（3）

- = 消費者契約においては、債権の消滅時効の時効期間や起算点について法律の規定より消費者に不利となる合意をすることができないとすること

1 意見

- (1) 民法において債権の消滅時効に関して当事者の合意により法律の規定と異なる時効期間や起算点を設定できるとの規定を設けることには反対である。
- (2) もし民法に合意による時効期間等の変更規定を定める場合には、消費者契約においては、債権の消滅時効の時効期間や起算点について法律の規定より消費者に不利となる合意をすることができないとする旨の規定を併せ設けるべきである。

2 理由

合意による時効期間等の変更については、力関係による不当な結論が生じるおそれ、濫用のおそれ等の弊害も認められるため反対である。民法でかかる規定を定めるか否かは慎重に検討される必要がある。

しかし、もし仮に債権の消滅時効に関して当事者の合意により法律の規定と異なる時効期間や起算点を設定できるようにする規定を民法に立法化する場合には、事業者から消費者に対して不利益な契約条項が押しつけられたりしないよう、消費者契約においては法律の規定より消費者に不利となる合意変更はできないという規定を併せ設けるべきである。

また、上記の規定は合意による時効期間等の変更制度の一部を構成することから、わかりやすい民法という観点より、もし民法に上記制度が規定される場合には上記の規定も併記すべきである。

3 条項骨子案

第 条（合意による時効期間等の変更）

消費者契約において、債権の消滅時効の起算点及び時効期間を当該条項が存在しない場合と比較して消費者に不利益に変更する契約条項は、無効とする。

第9 消費者契約に関する規定（4）

- = 消費者と事業者との間の売買契約において、消費者である買主の権利を制限し、又は消費者である売主の責任を加重する合意の効力を制限する方向で何らかの特則を設けること

1 意見

消費者契約である売買契約において、消費者である買主の権利を制限したり、消費者である売主の責任を加重する条項の効力制限規定を設けることに賛成であ

る。

2 理由

消費者である買主の権利を制限したり、消費者である売主の責任を加重する条項の効力制限規定には、消費者保護の観点より、賛成である。

また、上記の規定は、売買契約に関する債権債務関係の一部を構成することから、わかりやすい民法という観点より、売買契約に関する他の私法実体規定とともに民法に定めることに賛成である。

3 条項骨子案

第 一 条（消費者売買に関する規定）

消費者契約である売買契約において、当該条項が存在しない場合と比較して、消費者の権利を信義則に反する程度に制限する契約条項及び消費者の責任を信義則に反する程度に加重する契約条項は、無効とする。

第10 消費者契約に関する規定（5）

= 消費貸借を諾成契約とする場合であっても、貸主が事業者であり借主が消費者であるときには、目的物交付前は、借主は消費貸借を解除することができるものとすること

1 意見

- (1) 民法において消費貸借契約を諾成契約とする場合の要件等については慎重に検討すべきである。
- (2) もし消費貸借契約を諾成契約とする場合には、少なくとも貸主が事業者であり借主が消費者であるときに、目的物交付前は、借主は消費貸借を解除することができる旨の規定を設けるべきである。

2 理由

民法において消費貸借契約を諾成契約とする場合の要件等については慎重に検討すべきである。

しかし、もし仮に消費貸借について民法のデフォルトルールを諾成契約とする場合には、少なくとも、消費者保護の観点から、貸主が事業者であり借主が消費者であるときには、目的物交付前は、借主は消費貸借を解除することができる旨の消費者契約に関する例外規定を設けるべきである。

また、上記の規定は、消費貸借契約に関する債権債務関係の一部を構成することから、消費貸借契約に関する他の私法実体規定とともに民法に定めることに賛成である。

3 条項骨子案

第 1 条（消費者の引渡前解除権）

- 1 貸主が事業者であり借主が消費者である場合，借主は，消費貸借の目的物の交付を受けるまでは，契約の解除をすることができる。
- 2 貸主は，前項の規定による解除がなされた場合，消費者である借主に対し，これに基づく損害賠償請求をすることができない。
- 3 前 2 項の規定に反する特約は無効とする。

第 1.1 消費者契約に関する規定（6）

= 貸主が事業者であり借主が消費者である消費貸借においては，借主は貸主に生ずる損害を賠償することなく期限前弁済をすることができるとすること

1 意見

- (1) 事業者が貸主である場合には消費者に限らず借主はいつでも期限前弁済できるという民法の規定が検討されるべきである。
- (2) 仮に上記規定が容れられない場合には，消費者契約に関する規定として，貸主が事業者であり，借主が消費者である場合には，借主は貸主に生ずる損害を賠償することなく期限前弁済をすることができる規定を設けるべきである。

2 理由

事業者が貸主である場合には，消費者に限らず借主はいつでも期限前弁済できるということを原則とするべきであると考える。

少なくとも，消費者が事業者から借り入れをする場合について，期限前弁済による事業者の損害をそのまま負担させられることは酷であることから，貸主が事業者であり，借主が消費者である場合には，借主は貸主に生ずる損害を賠償することなく期限前弁済をすることができる旨の規定を設けることに賛成である。

また，上記の規定は，消費貸借契約に関する債権債務関係の一部を構成することから，消費貸借契約に関する他の私法実体規定とともに民法に定めることに賛成である。

3 条項骨子案

第 1 条（消費者の期限前返済権）

- 1 貸主が事業者で借主が消費者である消費貸借契約においては，当事者が返還の時期を定めた場合であっても，借主はいつでも返還をすることができる。
- 2 前項の規定により，借主から返還時期の前に返還がなされた場合であっても，貸主は借主に対し，これに基づく損害賠償請求をすることができない。

3 前2項の規定に反する特約は無効とする。

第12 消費者契約に関する規定(7)

- = 消費者が物品若しくは権利を購入する契約又は有償で役務の提供を受ける契約を締結する際に、これらの供給者とは異なる事業者との間で消費貸借契約を締結して信用供与を受けた場合は、一定の要件の下で、借主である消費者が供給者に対して生じている事由をもって貸主である事業者に対抗することができるとしていること（前記第44、5）

1 意見

- (1) 民法において抗弁接続規定を定める場合、主体を「消費者」に限定するべきではない。また、対象を「消費貸借契約」に限定せずに第三者与信型の「販売信用取引」にも広く適用すべきである。
- (2) 仮に上記のような規定が容れられない場合には、少なくとも消費者契約たる消費貸借契約について抗弁の接続を認める立法をすべきである。
- (3) 販売業者と与信業者の合意を要件とすることには反対である。

2 理由

- (1) 消費者被害を防ぐためには、少なくとも消費者契約に関する抗弁の接続の規定は拡充されるべきである。
- (2) むしろ抗弁の接続については、主体を「消費者」に限定するべきではない。また、対象を「消費貸借契約」に限定せずに、第三者与信型の「販売信用取引」にも広く適用されるべきである。さらに、販売業者と与信業者の合意を要件とすることには反対である。
- (3) 上記の規定は、消費貸借契約に関する債権債務関係の一部を構成することから、消費貸借契約に関する他の私法実体規定とともに民法に定めることに賛成である。

3 条項骨子案

第 条（抗弁の接続）

- 1 消費者が事業者との間で有償の契約を締結するに伴い、当該消費者がその対価の全部又は一部の支払いに充てるため、当該事業者とは異なる事業者（以下「貸主」という。）との間で金銭消費貸借契約を締結する場合であって、当該有償契約と当該金銭消費貸借契約の目的及び締結の過程に牽連性が認められるときは、当該消費者は、当該有償契約において事業者に対して生じている事由をもって、貸主に対する債務の支払を拒むことができる。

- 2 前項の規定に反する特約は無効とする。
- 3 前2項の規定は、金銭消費貸借契約と同視しうる与信契約に準用する。

第13 消費者契約に関する規定(8)

- = 賃貸人が事業者であり賃借人が消費者である賃貸借においては、終了時の賃借人の原状回復義務に通常損耗の回復が含まれる旨の特約の効力は認められないこと

1 意見

- (1) 賃貸借終了時の賃借人の原状回復義務に通常損耗の回復が含まれる旨の特約を無効とする規定は、賃借人が消費者である場合に限定することなく、強行規定とすることが検討されるべきである。
- (2) 仮に上記のような規定が容れられない場合には、少なくとも賃貸人が事業者であり、賃借人が消費者である賃貸借においては、終了時の賃借人の原状回復義務に通常損耗の回復が含まれる旨の特約を無効とする規定を定めるべきである。

2 理由

- (1) 賃貸人が事業者であり、賃借人が消費者である賃貸借においては、終了時の賃借人の原状回復義務に通常損耗の回復が含まれる旨の特約を無効とする規定を定めることについては、消費者である賃借人保護の観点から賛成である。
- (2) この考え方を進めて、中小の零細事業者が賃借人である場合も保護すべきではないかという観点や、賃貸借契約の締結後に賃貸人や賃借人の属性が変更になった場合に合理的な取扱いとなるか疑義がある等の理由で、当事者の属性にかかわらず強行規定とすべきという意見も有力である。また、居住用の賃貸借に限って強行規定とすべきという意見もある。
- (3) 上記の規定は、賃貸借に関する債権債務関係の一部を構成することから、賃貸借契約に関する他の私法実体規定とともに民法に定めることに賛成である。

3 条項骨子案

第 条(賃貸借終了時の原状回復義務)

- 1 賃借人は、賃貸借契約の終了に際して、目的物を原状に復して賃貸人に返還しなければならない。ただし、自然損耗によって目的物に生じた変化については、この限りではない。
- 2 賃借人が消費者で、賃貸人が事業者である賃貸借契約においては、前項ただし書に反する特約は無効とする。

第14 消費者契約に関する規定（9）

- = 受任者が事業者であり委任者が消費者である委任契約においては、委任者が無過失であった場合は、受任者が委任事務を処理するに当たって過失なく被った損害についての賠償責任（民法第650条第3項）が免責されるとすること。

1 意見

委任者の無過失責任につき、消費者契約である委任契約について消費者である委任者が無過失を立証すれば免責を認めるとの規定を設けることには賛成である。

2 理由

受任者が事業者で消費者が委任者である場合には、委任者が無過失を立証すれば免責を認める規定の立法化には賛成である。

上記の規定は、委任に関する債権債務関係の一部を構成することから、委任契約に関する他の私法実体規定とともに民法に定めることに賛成である。

3 条項骨子案

第 条（委任者の損害賠償責任）

受任者は、委任事務を処理するため自己に過失なく損害を受けたときは、委任者に対し、その補償を請求することができる。ただし、受任者が事業者であり、かつ、委任者が消費者である場合において、委任者に過失がなかったときは、この限りでない。

第15 消費者契約に関する規定（10）

- = 受託者が事業者であり寄託者が消費者である寄託契約においては、寄託者が寄託物の性質又は状態を過失なく知らなかつた場合は、これによって受寄者に生じた損害についての賠償責任（民法第661条）が免責されるとすること

1 意見

受寄者が事業者で寄託者が消費者である場合に、寄託者が寄託物の性質又は状態を過失なく知らなかつた場合には免責されるとの規定を設けることには賛成である。

2 理由

受寄者が事業者で寄託者が消費者である場合には、消費者は、寄託物の性質について詳しくない場合が多い反面、受寄者である事業者は、寄託物についての詳しい知識を有する場合が多いので、寄託者が寄託物の性質又は状態を過失なく知らなかつた場合には免責されることとすべきである。

上記の規定は、寄託に関する債権債務関係の一部を構成することから、寄託契約に関する他の私法実体規定とともに民法に定めることに賛成である。

3 条項骨子案

第 条（受寄者の損害賠償責任）

寄託者は、寄託物の性質又は状態によって受寄者に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、受寄者がその性質若しくは状態を知っていたとき又は受寄者が事業者であり、かつ、寄託者が消費者である場合において、寄託者がその性質若しくは状態を知らなかったときは、この限りでない。

第16 消費者契約に関する規定（11）

= 消費者契約の解釈について、条項使用者不利の原則を採用すること

1 意見

消費者契約に含まれる条項について条項使用者不利の原則を定めることに賛成する。

2 理由

条項の意義を明確にする義務は条項使用者（あらかじめ当該条項を準備した側の当事者）にあり、消費者契約に含まれる条項の意味が、一般的な手法で解釈してもなお多義的である場合には、条項使用者にとって不利な解釈を採用するのが信義則の要請に合致する。上記のような条項の立法化については、当連合会が2012年2月16日付け消費者契約法日弁連改正試案でも提言しているところである。

3 条項骨子案

第 条（契約条項の解釈準則）

消費者契約の条項が不明確であるため、その条項につき複数の解釈が可能である場合は、消費者にとって最も有利に解釈しなければならない。

第17 消費者契約に関する規定（12）

= 継続的契約が消費者契約である場合には、消費者は将来に向けて契約を任意に解除することができるとすること

1 意見

継続的契約が消費者契約である場合に消費者は将来に向けて契約を任意に解除することができるという規定の立法化に賛成である。

2 理由

継続的契約が消費者契約である場合に消費者に任意解除権を付与すべきであ

るという立法提案は、当連合会が従前から行っているところであり、その立法化には賛成である（2006年12月14日付け「消費者契約法の実体法改正に関する意見書」、2012年2月16日付け「消費者契約法日弁連改正試案」）。

また、上記の規定は、民法に継続的契約に関する規定を設ける場合には、継続的契約に関する債権債務関係の一部として民法に定めることに賛成である。

3 条項骨子案

第 条（継続的契約の中途解約権）

消費者は、消費者契約に係る継続的契約を、将来に向かって解除することができる。

以上

<別紙>

「2012年2月16日付け消費者契約法日弁連改正試案」
(不当条項規制部分の抜粋)

第 条(不当条項とみなす条項)

次に掲げる消費者契約の条項は、不当条項とみなす。

- 一 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項
- 二 事業者の債務不履行(当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。)により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項
- 三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項
- 四 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為(当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。)により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の一部を免除する条項
- 五 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるとき(当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があるとき。以下同じ。)に、当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除する条項。ただし、次に掲げる場合を除く。
 - イ 当該消費者契約において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該事業者が瑕疵のない物をもってこれに代える責任又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合で、当該責任に基づく義務が履行された場合
 - ロ 当該消費者と当該事業者の委託を受けた他の事業者との間の契約又は当該事業者と他の事業者との間の当該消費者のためにする契約で、当該消費者契約の締結に先立って又はこれと同時に締結されたものにおいて、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該他の事業者が、当該瑕疵により当該消費者に生じた損害を賠償する責任の全部若しくは一部を負い、瑕疵のない物をもってこれに代える責任を負い、又

は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合で，当該責任に基づく義務が履行された場合

- 六 損害賠償の額を予定し，又は違約金を定める消費者契約の条項。ただし，これらを合算した額が，当該消費者契約と同種の消費者契約につき，当該事業者に生すべき平均的な損害の額を超えない部分を除く。
- 七 当該消費者契約に基づき支払うべき金銭の全部又は一部を消費者が支払期日（支払回数が二以上である場合には，それぞれの支払期日。以下この号において同じ。）までに支払わない場合における損害賠償の額を予定し，又は違約金を定める条項であって，これらを合算した額が，支払期日の翌日からその支払をする日までの期間について，その日数に応じ，当該支払期日に支払うべき額から当該支払期日に支払うべき額のうち既に支払われた額を控除した額に年14.6パーセントの割合を乗じて計算した額を超えるものについて，当該超える部分。
- 八 契約文言の解釈，事業者の消費者に対する権利の発生若しくは行使の要件に関する判断，又は事業者が消費者に対して負担する責任若しくは責任免除に関する判断について事業者のみが行うものとする条項
- 九 消費者の法令に基づく解除権を認めない条項
- 十 民法第295条又は第505条に基づく消費者の権利を制限する条項。
ただし，民法その他の法令の規定により制限される場合を除く。
- 十一 事業者が消費者に対して役務の提供を約する契約において，当該消費者の事前の同意なく，事業者が第三者に当該契約上の地位を承継させることができるものとする条項
- 十二 事業者が契約上，消費者に対して有する債権を第三者に譲渡する場合に，消費者があらかじめ異議をとどめない承諾をするものとする条項
- 十三 消費者が限度額を定めない根保証契約（一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約をいう。）をする条項
- 十四 事業者が任意に債務を履行しないことを許容する条項
- 十五 事業者の債務不履行責任を制限し又は損害賠償額の上限を定めることにより，消費者が契約を締結した目的を達成することができないこととなる条項
- 十六 民法その他の法令の規定により無効とされることがない限りという旨の文言を付加して，最大限に事業者の権利を拡張し又は事業者の義務を減免することを定める条項
- 十七 他の法形式を利用して，この法律又は公の秩序若しくは善良の風俗に

反する法令の規定の適用を回避する条項。ただし、他の法形式を利用するに合理的な理由があり、かつ、消費者の利益を不当に害しない場合を除く。

第 条（不当条項と推定する条項）

次に掲げる消費者契約の条項は、不当条項と推定する。

- 一 消費者の一定の作為又は不作為により、消費者の意思表示がなされたもの又はなされなかったものとみなす条項
- 二 一定の事実があるときは、事業者の意思表示が消費者に到達したものとみなす条項
- 三 消費者に対し、事業者の債務の履行に先立って対価の支払を義務づける条項
- 四 消費者の権利行使又は意思表示について、事業者の同意を要件とする条項、事業者に対価を支払うべきことを定める条項、その他形式又は要件を付加する条項
- 五 事業者の消費者に対する消費者契約上の債権を被担保債権とする保証契約の締結を当該消費者契約の成立要件とする条項
- 六 事業者が消費者に対し一方的に予め又は追加的に担保の提供を求めることができるものとする条項
- 七 事業者の保証人に対する担保保存義務を免除する条項
- 八 消費者の利益のために定められた期限の利益を喪失させる事由（民法第137条各号所定の事由を除く。）を定めた条項
- 九 事業者に対し、契約上の給付内容又は契約条件を一方的に決定又は変更する権限を付与する条項
- 十 消費者が通常必要とする程度を超える多量の物品の販売又は役務の提供を行う条項
- 十一 消費者が通常必要とする程度を超える長期間にわたる継続した物品の販売又は役務の提供を行う条項
- 十二 事業者が契約の締結又は債務の履行のために使用する第三者の行為について事業者の責任を制限し又は免除する条項
- 十三 消費者である保証人が保証債務を履行した場合における主債務者に対する求償権の範囲を制限する条項
- 十四 事業者の消費者に対する債務の履行責任、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償責任、瑕疵担保責任その他の法令上の責任を制限する条項

- 十五 消費者の法令に基づく解除権を制限する条項
- 十六 事業者のみが消費者契約の解除権を留保する条項
- 十七 継続的な消費者契約において、消費者の解約権を制限する条項
- 十八 期間の定めのない継続的な消費者契約において、事業者に対し、解約
申し入れにより直ちに消費者契約を終了させる権限を付与する条項
- 十九 消費者契約が終了した場合に、前払金、授業料などの対価、預り金、
担保その他の名目で事業者に給付されたものの全部又は一部を消費者
に返還しないことを定める条項
- 二十 消費者に債務不履行があった場合に、事業者に通常生ずべき損害の金
額を超える損害賠償の予定又は違約金を定める条項
- 二十一 消費者契約が終了した場合に、給付の目的物である商品、権利、役
務の対価に相当する額を上回る金員を消費者に請求することができる
とする条項
- 二十二 事業者の証明責任を軽減し、又は消費者の証明責任を加重する条項
- 二十三 管轄裁判所を事業者の住所地又は営業所所在地に限定する条項、法
律上の管轄と異なる裁判所を専属管轄とする条項その他消費者の裁判
を受ける権利を制限する条項

以上